

# 通所リハビリ 利用の手引き

担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談の上、施設見学にお越しください。(要予約)



指定の「利用申込書」にご記入いただき、かかりつけの主治医より「診療情報提供書」を依頼のうえ、ご提出下さい。

提出された書類をもとに検討させていただき、日程等調整したのちご本人・ケアマネジャーに連絡のうえ「利用契約」をいたします。



通所リハビリテーション計画書を作成し、それによってリハビリテーション等のプログラムを立て、利用開始となります。

